平成２７年（フ）第４４号
兵庫県加東市南山２丁目16番地20
債務者　松本さゆみ（旧姓森井）
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第３１号
鹿児島県南さつま市加世田内山田6278番地
県営内山田団地Ｂ棟202号
債務者　新留　竜次
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第１０６２１号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台５－５－405
債務者　岩田まどか
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７１４号
東京都杉並区高円寺北１丁目18－６　滝口マンション７Ｃ
債務者　高橋　　明（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７２７号
東京都練馬区富士見台２丁目８－26　クリスコーポ28・106
債務者　石井美惠子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７２８号
東京都荒川区西尾久５丁目４－11
債務者　小野　祥重
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７２９号
東京都練馬区南大泉４丁目46－７　シャルマンＡ401
債務者　小松　純一
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７３４号
東京都練馬区豊玉上１丁目４－８　ハイツ江古田Ａ－102
債務者　須田　美孝
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７５１号
東京都清瀬市旭が丘２丁目４－６－302
債務者　矢野　彰一
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７６９号
東京都足立区関原３丁目50－10　２Ｆ
債務者　山内二三男
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７７４号
東京都西東京市新町６丁目７－15－402
債務者　芝田　純子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７７５号
東京都八王子市小宮町1179－１　小宮キヅキコーポ305号
債務者　小林美也子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７７６号
東京都江東区東雲１丁目８－３－203
債務者　澤浦　真理（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７７７号
東京都江戸川区臨海町２丁目２－６－801
債務者　遠藤　典行
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７７８号
東京都練馬区豊玉北５丁目４－９　豊玉第２コーポ２－Ａ
債務者　柳　　安男
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７９４号
東京都中野区弥生町２丁目49－７－201
債務者　鶴　紀美子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部